

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(払出し)</p> <p>第27条 貯蔵品は、その払出しを受けようとする課等の長（みなみ下水道管路管理センターにあつては所長又は担当課長とし、鳥羽水環境保全センターにあつては調整課長又は吉祥院支所長とする。）の要求に基づき、当該要求に係る貯蔵品を出納及び保管する物品出納員である職員課長、水道部施設課長、<u>南部配水管理課長及び南部給水工事課長</u>（以下「貯蔵品出納課長」という。）が必要と認めるものについて、これを払い出す。</p> <p>2 (略)</p> <p>(前渡)</p> <p>第28条 管理者は、前条の規定にかかわらず、給水装置工事、漏水防止工事その他別に定める工事等の用に供するため、営業所、水道管路管理センター又は水道管路建設事務所（以下「営業所等」という。）において常時必要と認める貯蔵品</p>	<p>(払出し)</p> <p>第27条 貯蔵品は、その払出しを受けようとする課等の長（<u>水道管路管理センター</u>にあつては課長又は担当課長とし、<u>みなみ下水道管路管理センター</u>にあつては所長又は担当課長とし、鳥羽水環境保全センターにあつては調整課長又は吉祥院支所長とする。）の要求に基づき、当該要求に係る貯蔵品を出納及び保管する物品出納員である職員課長、水道部施設課長、<u>配水管理課担当課長及び給水工事課長</u>（以下「貯蔵品出納課長」という。）が必要と認めるものについて、これを払い出す。</p> <p>2 (略)</p> <p>(前渡)</p> <p>第28条 管理者は、前条の規定にかかわらず、給水装置工事、漏水防止工事その他別に定める工事等の用に供するため、営業所、水道管路管理センター又は水道管路建設事務所（以下「営業所等」という。）において常時必要と認める貯蔵品</p>

については、当該工事等の用に供されたものについてこれを当該科目に振り替えるものとし、当該営業所等の長（水道管路管理センターにあつては、北部配水管理課長、南部配水管理課長、北部給水工事課長及び南部給水工事課長とする。以下同じ。）に、それぞれその1箇月の所要見込量を限度として、これを前渡することができる。

2 (略)

3 南部配水管理課長及び南部給水工事課長は、前渡貯蔵品受払簿を備え、第1項の規定により前渡し、又は前項の規定により返納された貯蔵品の受払いを記録しなければならない。

4 (略)

別表第1（第2条関係）

1 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
契約会計課長	契約会計課 会計係長	金銭の出納 その他の会計事務。ただし、収入金の収納に関する事務を除く。
京都市上下水	各課及び室	それぞれそ

については、当該工事等の用に供されたものについてこれを当該科目に振り替えるものとし、当該営業所等の長（水道管路管理センターにあつては、配水管理課長、配水管理課担当課長、給水工事課長及び給水工事課担当課長とする。以下同じ。）に、それぞれその1箇月の所要見込量を限度として、これを前渡することができる。

2 (略)

3 配水管理課担当課長及び給水工事課長は、前渡貯蔵品受払簿を備え、第1項の規定により前渡し、又は前項の規定により返納された貯蔵品の受払いを記録しなければならない。

4 (略)

別表第1（第2条関係）

1 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
契約会計課長	契約会計課 会計係長	金銭の出納 その他の会計事務。ただし、収入金の収納に関する事務を除く。
京都市上下水	各課及び室	それぞれそ

道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（契約会計課を除く。）の長	（総務課を除く。）庶務を担当する課長補佐又は係長 総務課 庶務係長及び琵琶湖疏水記念館館長の職にある者	の担任する当該収入金の収納に関する事務	道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（契約会計課を除く。）の長	（総務課を除く。）庶務を担当する係長 総務課 庶務係長及び琵琶湖疏水記念館館長の職にある者	の担任する当該収入金の収納に関する事務
企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長 経営戦略室 経営企画課長 財務課長 資産活用課長	ひ琵琶湖疏水記念館館長の職にある者		企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長 経営戦略室 経営企画課長 財務課長 資産活用課長	水記念館館長の職にある者	
各営業所長 各営業所副所長 疏水事務所長 水道管路管理	各営業所 お客さまサービス係長 西部営業所京北分室 担当係長 疏水事務所 管理係長 水道管路管理		各営業所長 各営業所副所長 疏水事務所長 水道管路管理	各営業所 お客さまサービス係長 西部営業所京北分室 担当係長 疏水事務所 管理係長 水道管路管理	

センター	センター
<u>北部配水管</u>	<u>事務係長</u>
<u>理課長</u>	
<u>南部配水管</u>	
<u>理課長</u>	
<u>北部給水工</u>	
<u>事課長</u>	
<u>南部給水工</u>	
<u>事課長</u>	
各下水道管路	各下水道管路
管理センター	管理センター
所長	事務係長
みなみ下水道	みなみ下水道
管路管理セン	管路管理セン
ター担当課長	ター
	担当係長
下水道建設事	下水道建設事
務所長	務所
	事務係長

センター	センター
<u>配水管理課</u>	<u>北部配水事</u>
<u>長</u>	<u>務係長</u>
<u>配水管理課</u>	<u>南部配水事</u>
<u>担当課長</u>	<u>務係長</u>
<u>給水工事課</u>	<u>北部給水事</u>
<u>長</u>	<u>務係長</u>
<u>給水工事課</u>	<u>南部給水事</u>
<u>担当課長</u>	<u>務係長</u>
各下水道管路	各下水道管路
管理センター	管理センター
所長	事務係長
みなみ下水道	みなみ下水道
管路管理セン	管路管理セン
ター担当課長	ター
	担当係長
下水道建設事	下水道建設事
務所長	務所
	事務係長

2 物品出納員及び物品副出納員となる職
及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事 務
物品出納員	物品副出納員	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>南部配水管理</u>	<u>南部配水管理</u>	工事用資材及 び給水装置用 材料に関する 出納その他の
<u>課長</u>	<u>課</u> <u>事務係長</u>	

2 物品出納員及び物品副出納員となる職
及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事 務
物品出納員	物品副出納員	
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>配水管理課担</u>	<u>配水管理課</u>	工事用資材及 び給水装置用 材料に関する 出納その他の
<u>当課長</u>	<u>南部配水事</u> <u>務係長</u>	

		会計事務			会計事務
南部給水工事課長	南部給水工事課 事務係長	水道メーターに関する出納 その他の会計事務	給水工事課長	給水工事課 南部給水事務係長	水道メーターに関する出納 その他の会計事務
各営業所長 各営業所副所長 施設管理事務所長 水道管路管理センター	各営業所 お客さまサービス係長 施設管理事務所 施設係長 水道管路管理センター 事務係長	(1) 第28条 第1項の規定により前渡された貯蔵品に関する出納 その他の会計事務	各営業所長 各営業所副所長 施設管理事務所長 水道管路管理センター	各営業所 お客さまサービス係長 施設管理事務所 施設係長 水道管路管理センター	(1) 第28条 第1項の規定により前渡された貯蔵品に関する出納 その他の会計事務
北部配水管 理課長 南部配水管 理課長 北部給水工 事課長 南部給水工 事課長	事務係長	(2) 所管に属する物品に関する出納 その他の会計事務	配水管理課 長 配水管理課 担当課長 給水工事課 長 給水工事課 担当課長	北部配水事務係長 南部配水事務係長 北部給水事務係長 南部給水事務係長	(2) 所管に属する物品に関する出納 その他の会計事務
水道管路建設事務所長	水道管路建設事務所 事務係長		水道管路建設事務所長	水道管路建設事務所 事務係長	
京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課	各課及び室 庶務を担当する課長補佐又は係長	所管に属する物品に関する出納 その他の会計事務	京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課	各課及び室 庶務を担当する係長	所管に属する物品に関する出納 その他の会計事務

の長	
企業力向上推進室	
副室長	
お客さまサービス推進室	
管理課長	
料金課長	
経営戦略室	
経営企画課長	
財務課長	
資産活用課長	
各浄水場長	各浄水場 庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
疏水事務所長	疏水事務所 管理係長
各下水道管路管理センター所長	各下水道管路管理センター 事務係長
みなみ下水道管路管理センター担当課長	みなみ下水道管路管理センター 担当係長
ポンプ施設事	ポンプ施設事

の長	
企業力向上推進室	
副室長	
お客さまサービス推進室	
管理課長	
料金課長	
経営戦略室	
経営企画課長	
財務課長	
資産活用課長	
各浄水場長	各浄水場 庶務を担当する担当係長
疏水事務所長	疏水事務所 管理係長
各下水道管路管理センター所長	各下水道管路管理センター 事務係長
みなみ下水道管路管理センター担当課長	みなみ下水道管路管理センター 担当係長
ポンプ施設事	ポンプ施設事

務所長	務所 庶務を担当 する担当課 長補佐又は 担当係長	務所長	務所 庶務を担当 する担当係 長
下水道建設事 務所長	下水道建設事 務所 事務係長	下水道建設事 務所長	下水道建設事 務所 事務係長
鳥羽水環境保 全センター調 整課長	鳥羽水環境保 全センター 事務係長	鳥羽水環境保 全センター調 整課長	鳥羽水環境保 全センター 事務係長
鳥羽水環境保 全センター吉 祥院支所長	鳥羽水環境保 全センター吉 祥院支所 施設係長	鳥羽水環境保 全センター吉 祥院支所長	鳥羽水環境保 全センター吉 祥院支所 施設係長
伏見水環境保 全センター所 長	伏見水環境保 全センター 施設係長	伏見水環境保 全センター所 長	伏見水環境保 全センター 施設係長
石田水環境保 全センター所 長	石田水環境保 全センター 施設係長	石田水環境保 全センター所 長	石田水環境保 全センター 施設係長

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)